

平成28年度

薩摩川内市土地改良区補助金

評価表 NO.

40

所管部課名		耕地課		担当者	井手上和洋			
事務事業名		農業施設負担金補助金						
根拠法令		薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱、薩摩川内市土地改良区補助金交付要領						
補助経過年数		21年以上						
平成28年度 予算額		17,350千円	国県支出金 0千円	一般財源 17,350千円	その他 0千円	その他の内容		
		指標名			目標値		目標年度	
成果指標①		農地・水路等の適切な維持修繕の実施等を通じた農業・農村の維持保全			適切な維持保全		平成33年度	
成果指標②		土地改良区の経営の安定化の状況			経営の安定化		平成33年度	
補助対象者		薩摩川内市土地改良区						
補助対象経費		運営事務費及び事業費						
補助対象事業・活動の内容		薩摩川内市土地改良区の運営 農業用排水施設及び農業用道路等の維持管理・保全等の実施						
		分類	□運営補助のみ □事業補助のみ ■運営補助と事業補助の両方 □その他					
補助金額又は補助率		17,350千円						
上記項目の積算方法		役員報酬800千円、職員人件費8,200千円、原材料費2,800千円、工事請負費5,250千円、調査費300千円						
補助を受ける 過去3年の事業（団体）等の 決算状況	項目		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	21,227,910	44.2%	24,652,606	48.6%	22,182,453	48.2%
		会費収入	15,218,810	31.7%	15,899,130	31.3%	15,733,550	34.2%
		事業収入	6,009,100	12.5%	8,753,476	17.2%	6,448,903	14.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	18,850,000	39.3%	18,850,000	37.1%	17,350,000	37.7%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）	7,917,538	16.5%	7,248,665	14.3%	6,442,886	14.0%
		計	47,995,448	100.0%	50,751,271	100.0%	45,975,339	100.0%
	支出	事業費	13,464,558	28.1%	16,276,146	32.1%	14,948,456	32.5%
		人件費	17,286,192	36.0%	17,856,693	35.2%	18,241,228	39.7%
		その他事務費	9,996,033	20.8%	10,175,546	20.0%	8,983,154	19.5%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）	7,248,665	15.1%	6,442,886	12.7%	3,802,501	8.3%
		計	47,995,448	100.0%	50,751,271	100.0%	45,975,339	100.0%
		支出計/前年度支出計			105.7%		90.6%	
		自己資金/前年度自己資金			116.1%		90.0%	
	翌年度繰越金/市補助金	38.5%		34.2%		21.9%		
交付件数			1件		1件		1件	
成果指標の推移①			良		良		良	
成果指標の推移②			良		良		良	
【前回評価】平成25年度「見直しの上で継続（縮小）」・原材料費及び工事請負費については、市補助金で約9割を補填している。また、役員報酬や職員人件費に補助金を支出することが妥当であるか精査が必要である。補助金の使用については、適正な項目への支出に努められたい。・人件費については、補助金に頼らず、自助努力により支出されたい。 【前回評価への回答】合併時に賦課金を低い金額に統一したため、運営費に余裕がなく人件費へ充当しているが、現地調査・事業実施により市の負担軽減が図られている。 【今年度の改善点】平成27年度から補助金額を減額した。 【事業のPR方法】総代会資料の概要版「土地改良だより」を、組合員全員に配布して広報している。 【費用対効果】農業施設（農道、用排水）の維持によって住環境の保全やコミュニティを維持している。 【補助事業以外の事業】多面的機能支払事業の事務受託を27年度から2地区実施中である。 【その他】平成28年度は、土地改良区の三役・正副委員長9名による研究グループで、土地改良事業運営上の改善策を検討する。決算状況の数値については、薩摩川内市土地改良区決算額に繰越金を加えたものである。								

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	土地改良区内の農道、水路等の維持管理・修繕事業等により行政と農家負担の軽減が図られている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①に該当 組合員は高齢化、後継者不足等により減少しており、維持管理活動が困難な状況であるが継続して実施されている。一般市民の利用する農道等もあり、行政としても一定の支援を行うことは必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	B	農道・水路等の維持修繕を推進し、農家負担の軽減のほか、一般住宅からの排水と通行等で利便性が向上している。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	土地改良区が直接工事発注を行うことにより経費の軽減が図られている。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	予算で定める額以内。（補助金交付要領第3条による。）
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	補助金により事業運営が行われていることから、半永久的な補助となってしまう懸念があるが、組織運営・事業展開など自助努力を継続されている。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	農道や水路の管理を日常的に行われており、維持補修等も実施されている。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	農道・水路等の維持修繕を推進し、農家負担の軽減や市民の利便性向上を図る上でも市補助金は必要である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助対象経費は、事業運営事務費及び事業費（補助金交付要領第4条）

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移 □休止 □廃止	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	〈上記方向の理由〉 組合員の高齢化、後継者不足等により組合員は減少しており、自主財源だけの組織運営・維持管理活動が非常に困難な状況であるが、活動は継続して実施する必要がある。		〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
	〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉 経営改革プランを基に事務改善に引き続き取り組み中である。		〈まとめ〉

薩摩川内市土地改良区補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる薩摩川内市土地改良区補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 薩摩川内市土地改良区補助金に係る補助事業は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 補助金の対象者は薩摩川内市土地改良区とする。
- (2) 土地改良区内の農道・水路等の維持管理・修繕事業等による農家負担の軽減。

(補助金の額)

第3条 薩摩川内市土地改良区補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 運営事務費及び事業費。

(交付の申請)

第5条 薩摩川内市土地改良区補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該事業を開始する概ね10日前までとする。

2 薩摩川内市土地改良区補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、当該年度総会資料とする。

(交付の基準)

第6条 薩摩川内市土地改良区補助金の交付の決定に係る規則第6条の2の市長が必要と認める条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に薩摩川内市土地改良区補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 薩摩川内市土地改良区補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げる補助事業の効果等を説明する書類

(効果の測定)

第8条 薩摩川内市土地改良区補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果を

いう。)は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

(1) 農地・水路等の適切な維持修繕の実施等を通じた農業・農村の維持保全

(2) 土地改良区の経営の安定化の状況

(補助事業者等の責務)

第9条 薩摩川内市土地改良区補助金の交付を受けた補助事業者は、本市の農業・農村の維持保全活動に対して積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。